

# 有価証券報告書の訂正報告書

(証券取引法第24条の2第1項に基づく訂正報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第77期) 至 平成19年3月31日

市光工業株式会社

(363045)

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

E D N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第 24 条の 2 第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 19 年 9 月 4 日

【事業年度】 第 77 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

【会社名】 市光工業株式会社

【英訳名】 ICHIKOH INDUSTRIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 市川 侑男

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号

【電話番号】 東京 03(3443)7281（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 大坪 千二

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号

【電話番号】 東京 03(3443)7281（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 大坪 千二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第77期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書におきまして、一部に訂正（記載不備による追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

（訂正前）

当社の利益配分についての基本方針は、安定配当の継続実施であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当該事業年度の配当金につきましては、上記方針を踏まえ、財政状態、配当性向などを総合的に勘案し、1株当たり普通配当6円（うち中間配当3円）を実施することを決定いたしました。

内部留保した資金につきましては、財務体質を強化し、企業競争力の向上を図るために有効な投資をしてまいり所存であります。

なお、当該事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成18年11月17日 取締役会決議	287	3
平成19年6月28日 定時株主総会決議	287	3

（訂正後）

当社の利益配分についての基本方針は、安定配当の継続実施であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。そのため、当社定款において会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当該事業年度の配当金につきましては、上記方針を踏まえ、財政状態、配当性向などを総合的に勘案し、1株当たり普通配当6円（うち中間配当3円）を実施することを決定いたしました。

内部留保した資金につきましては、財務体質を強化し、企業競争力の向上を図るために有効な投資をしまいる所存であります。

なお、当該事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成18年11月17日 取締役会決議	287	3
平成19年6月28日 定時株主総会決議	287	3

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数の緩和により、その円滑な運営を目的とするものであります。